

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年五月二十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 要措置区域

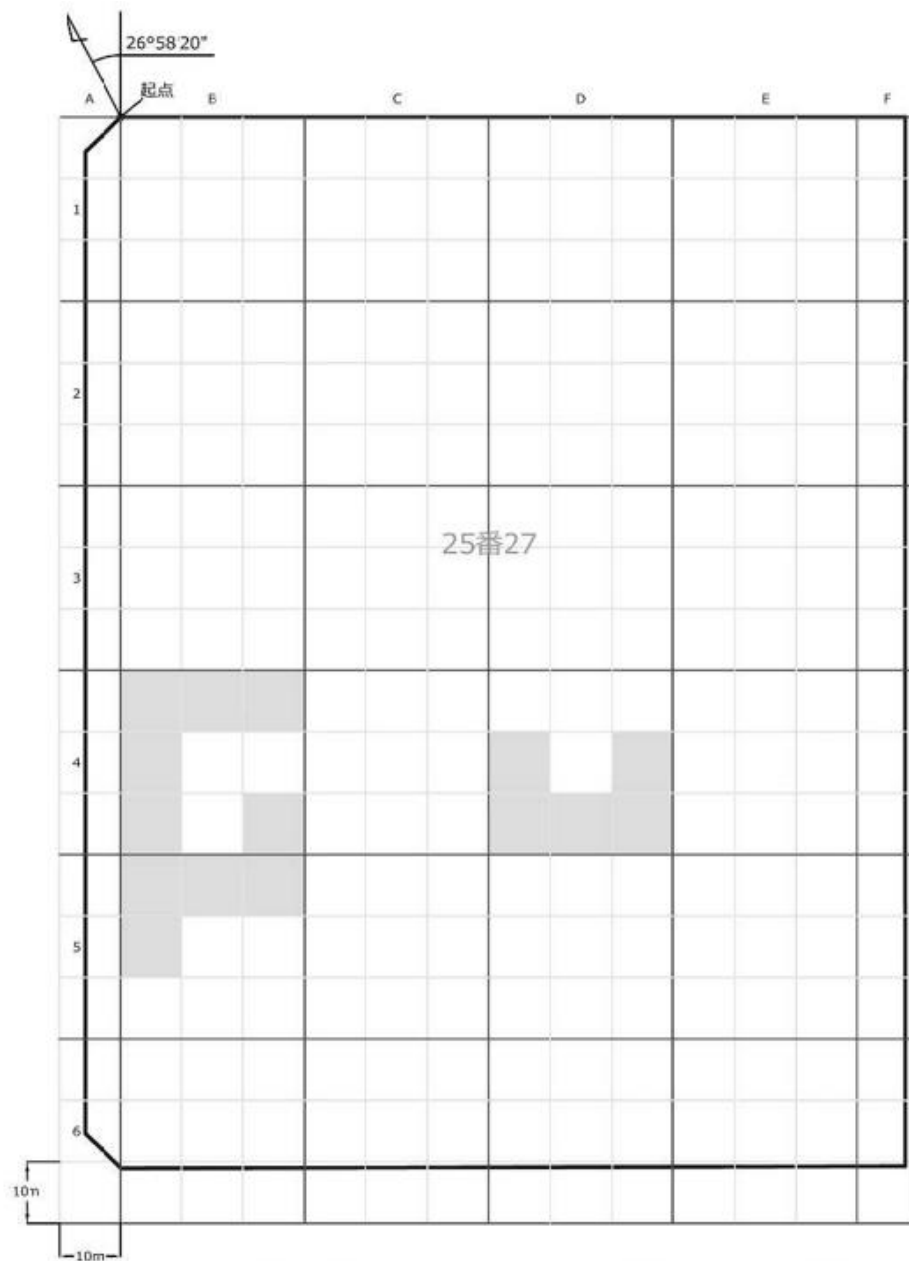
別図のとおり（埼玉県比企郡滑川町大字都二十五番二十七の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



起点
起点は埼玉県比企郡滑川町大字都 25 番 27 の最北端とする。

格子の回転角度：26° 58′ 20″

 要措置区域に指定する区画

 敷地境界